

別紙

対中国輸出水産食品の衛生証明書発行手続きの流れ

事前相談(必要に応じて)

(社)大日本水産会の輸出相談窓口にて実施
(電話:03-3585-6985)

関連施設の登録

中国へ輸出しようとする水産食品の製造、加工、処理及び保管施設について、施設毎に登録申請を行う。

- ・登録申請書(別紙様式1)
- ・営業許可書又は届出書の写し等

申請書類の準備

- ・申請書(別紙様式6-1)
- ・衛生証明書(別紙様式7)
- ・試験成績書
- ・初回輸出時の申請書及び衛生証明書の写し(必要に応じて)

申請

最終保管施設を所管する自治体の受付窓口に申請
申請期限:原則、衛生証明書発行希望日の5日前
(生鮮品については原則として2日前)

自治体における審査

封印番号及びコンテナ番号の届出

貨物の封印番号及びコンテナ番号が判明したら、速やかに申請を行った自治体に届出を行う。

- ・届出書(別紙様式6-2)

衛生証明書の発行

衛生証明書中の記載事項が申請記載事項と相違ないことを受け取り時に確認